

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のこぼれ

## 新1円切手

日本郵便は公式キャラクター「ぼすくま」を描いた新デザインの1円切手を4月14日に1億枚限定で販売。現行以外の1円切手が発行されるのは約70年ぶりとなる。

## 今週のこよみ ご自分の予定を確認して下さい

2/ 8(月) 友引	テニス全豪オープン(～21日)
9(火) 先負	
10(水) 仏滅	源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11(木) 大安	建国記念の日
12(金) 先勝	旧暦1月1日(旧元日)
13(土) 友引	新型コロナ対応の改正特措法施行
14(日) 先負	聖バレンタインデー

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
2/ 1(月)	28,091 △428	104.74 ▼0.20
2(火)	28,362 △271	104.98 ▼0.24
3(水)	28,646 △284	105.05 ▼0.07
4(木)	28,342 ▼304	105.19 ▼0.14
5(金)	28,779 △437	105.49 ▼0.30

## 医療費控除に関する注意点等

医療費控除は、1年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円(総所得金額200万円未満の方は、その5%)を超える場合に、超えた金額(最高200万円)を所得控除できます。

## ◆医療費控除の対象となる医療費は

対象となる医療費は、医師等による診療・治療の費用や、医薬品の購入費などで、病気の予防や健康維持のための費用は対象外です。

◎通院費用……電車等の交通機関を利用した場合は対象ですが、自家用車のガソリン代等は対象外です。

◎入院費用……部屋代や食事代は対象ですが、寝具や洗面具などの身の回り品の購入費用や、本人の都合で個室にした場合の差額ベッド代は対象外です。

◎健康診断等の費用……対象外です。ただし、健診等で疾病が発見され治療する場合は対象になります。

◎PCR検査の費用……自己の判断により検査を受けた場合は対象外です。ただし、検査結果が陽性であり治療を行った場合は、対象となります。

◎保険適用外の自由診療の費用……保険適用は関係なく治療目的であれば原則、対象となります。

## ◆医療費控除を受ける際の注意点

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。

◎保険金などの補填金がある場合……補填の対象である医療費を限度に差し引き、医療費を超える場合でも他の医療費から差し引く必要はありません。

◎医療費通知を添付する場合……健保組合等が発行する医療費通知を添付する場合は、明細書の記入を省略できますが、通知に記載のない期間の医療費や、通院費、保険適用外の医療費などは記入が必要です。

■この記事の詳細は、情報BOX201505

## 雇調金は緊急事態宣言解除の翌月まで延長

新型コロナに係る雇用調整助成金の特例措置の期限は今月末までとなっていました。緊急事態宣言がすべての都道府県で解除された月の翌月末まで」に延長となりました。

また、一定の大企業(宣言地域の知事の要請で営業時間短縮等に協力する飲食店等や、売上等が一定以上減少した全国の大企業)に対する助成率が上げられます。

なお、本年1月8日以降の休業等については全ての事業者を対象として、適用される助成率を判断する際の雇用維持要件(現行は令和2年1月24日以降の解雇等の有無)を緩和し、本年1月8日以降の解雇等の有無により判断する予定です。

## 令和2年分確定申告の期限は4月15日に

新型コロナによる緊急事態宣言の期間と確定申告期間が重なることから、十分な申告期間を確保し、会場の混雑を回避するため、令和2年分の所得税、贈与税、個人事業者の消費税の申告・納付期限が全国一律で4月15日(木)まで延長されることになりました。

これに伴い、所得税及び個人事業者の消費税について振替納税を利用する場合の振替日も延長となり、所得税は5月31日(月)、個人事業者の消費税は5月24日(月)となります。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】  
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。  
②記事下のBOX番号を入力し#。  
③取り出し先のFAX番号を入力し#。  
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 医療費控除を適用する場合の注意点等

## ◆医療費控除の概要

医療費控除は、1年間（1月～12月）に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費※が10万円（総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%）を超える場合に、その超えた部分の金額（最高200万円）を所得控除できる制度です（セルフメディケーション税制との選択適用）。

※その年中に実際に支払われた医療費に限られます。また、生命保険契約に基づく入院費給付金などや、健康保険法の規定により支給される高額療養費や出産育児一時金などの医療費を補填する保険金等がある場合は、その給付目的となった医療費を限度として差し引きます。

## ◆「医療費控除の明細書」について

医療費控除を受けるためには、医療費の領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を添付した確定申告書を提出する必要があります（領収書は5年間保存が必要）。

なお、健康保険組合等から発行される「医療費通知（医療費のお知らせ）」※を添付する場合は、通知に記載されている医療費について明細書の記載を簡略化でき、領収書の保存も不要となります。※医療費通知への反映が間に合わない期間の医療費や、市販薬の購入代、通院費、自由診療の医療費など通知に記載されない医療費がある場合、これらの領収書に基づき明細書への記載が必要です。

## ◆医療費控除の対象となる医療費について

医療費控除の対象となる医療費とは、医師や歯科医師に支払う診療・治療の費用のほか、病院までの交通費、治療に必要な医薬品の購入費、介護に係る一定の費用などが対象になります。

なお、治療等の費用については、保険適用かどうかに関わらず自由診療であっても対象となります。ただし、病気の予防や健康増進、美容のための費用や、病状に応じて一般的に支払われている金額を大きく上回る診療・治療の費用は対象になりません。

## ◎市販の医薬品の購入費用

- ・風邪などを治療するための医薬品の購入費用は対象となります。
- ・ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のための医薬品の購入費用は対象になりません。

## ◎入院費用

- ・入院の際の部屋代や、病院に対して支払う入院中の食事代は、医療費控除の対象になります。
- ・寝巻きや洗面具などの身の回り品の購入費用や、医師等に対するお礼は、対象になりません。
- ・個室に入院したときなどの差額ベッドの料金は、病状などにより個室を使用する必要がある場合は対象になりますが、本人や家族の都合だけで個室を使用する場合は対象になりません。

## ◎通院のための交通費

- ・バス、電車等の公共の交通機関を利用した場合は対象になります（小さい子供の通院に付添が必要などときは、付添人の交通費も含む）。
- ・タクシーはバス・電車の利用ができない場合や急を要する場合以外は対象になりません。
- ・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金は対象になりません。

## ◎歯の治療費

- ・保険診療の対象とならない自由診療であっても、金やセラミックを歯の治療材料として使用することは一般的に行われているので、これらを使った治療の対価は医療費控除の対象になります。
- ・列矯正を受ける人の年齢や矯正の目的などからみて歯列矯正が必要と認められる場合の費用は、医療費控除の対象になりますが、容ぼうを美化するための歯列矯正の費用は、対象になりません。

## ◎出産に伴う費用

- ・妊娠と診断されてからの定期検診や検査、入院などの費用は、医療費控除の対象になります。

## ◎健康診断・人間ドックの費用

- ・疾病の治療を行うものではないので、原則として医療費控除の対象とはなりません。
- ・ただし、健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、その疾病の治療を行った場合には、健康診断等のための費用も対象になります。

## ◎PCR検査の費用

- ・新型コロナウイルスの感染を診断するPCR検査の費用について、医師等の判断による検査は公費負担となるため自己負担はありません（診察料など検査以外の自己負担分は医療費控除の対象）。
- ・感染していないことを明らかにする目的などで、自己の判断により受けたPCR検査の費用（自費診療）は原則として対象にはなりませんが、検査の結果、陽性であることが判明し治療を行った場合は対象となります。